



® 平成 29 年 12 月 27 日 (水)

No. 14599 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第6回－ マレーシア (下) …………… (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (9)

☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (12)

アセアン諸国の知的財産制度

－第6回－ マレーシア (下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、マレーシアの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

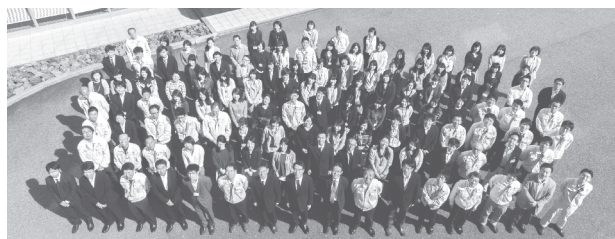
マレーシアでは、近年、知的財産制度の整備が推

進されており、2011年2月には、特許・商標規則改正により、電子出願や早期審査制度が導入されている。また、2013年7月には、意匠法改正により、世界公知の採用や保護期間の改正(最長15年から最長25年へ改正)がなされている。

知的財産分野において、マレーシアに対して、日本からさまざまな協力が行われている。例えば、マレーシアの修正実体審査については、日本国特許庁



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテックイノベーション株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

がその所定特許庁となっている。また、2013年4月からは、マレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対する国際調査・国際予備審査については、日本国特許庁がその管轄を担当している。さらに、2014年10月からは、日本国特許庁とマレーシア知的財産公社との間で特許審査ハイウェイの試行プログラムが実施されている。

最近では、2015年1月に、マレーシア知的財産公社と日本国特許庁の協力関係の更なる強化のための覚書が取り交わされている。具体的には、実体審査能力の強化や方式審査自動化支援等が盛り込まれており、この覚書に基づいて、2016年度は、特許審査官の派遣のほか、異議申立制度及び審判制度に関する意見交換が行われた。

3. 商標法

マレーシア商標法は、2003年3月3日に改正法が施行され、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、マレーシア商標法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「商標」とは、「商取引の際に、商品又はサービスと商標権者又は登録使用者との関係を表示するために、その商品又はサービスに関して使用され又は使用を予定されている標章」として定義され、「標章」とは、「図案、ブランド、標題、ラベル、チケット、名称、署名、単語、文字、数字又はこれらの組合せを含むもの」として定義されている(3条(1))。

このように、「商標」は、表示できるものであることから、音や匂いは商標として登録を受けることができない。なお、連合商標(22条)、連続商標(24条)、証明商標(56条)、防護商標(57条～60条)は、保護を受けることができる。

※連合商標(22条)

同一又は密接に関連する商品又はサービスについて、同一の商標権者の名義で登録されている(もしくは登録出願の対象となっている)別の商標と同一である商標、又は、商標権者以外の者が使用した場合、別の商標と誤認もしくは混同を生じさせるおそれがある程に類似している商標。

※連続商標(24条)

一の類における同一の商品又はサービスに関す

る複数の商標が重要な特徴において相互に類似する商標。

(2) 登録要件(絶対的登録要件/識別性)

商標が登録可能なものであるためには、次の少なくとも1つを含むか又はこれより構成されるものでなければならない(10条(1))。

- (a) 特別又は独特な態様で表示される個人、会社又は事業所の名称
- (b) 登録出願人又は承継人の署名
- (c) 考案された語
- (d) 商品又はサービスの性質又は品質に直接言及せず、かつ、地理的名称でも人の姓でもない語
- (e) その他の識別性を有する標章

上記(a)～(d)の何れにも該当しない名称、署名又は単語は、それが証拠により識別性を有するものと証明されない限り、登録することができない(10条(2))。

(3) 登録要件(絶対的登録要件/不登録事由)

標章又は標章の一部が次の何れかに該当するときは、商標として登録を受けることができない(14条(1))。

- (a) その使用が公衆に誤認若しくは混同を生じさせるおそれがあるか又は法律に違反する標章
- (b) 中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか又はそのような事項で構成され、又はその他裁判所の保護を受けるのに適格でない標章
- (c) 登録官の判断において、国の利益又は安全を害し若しくは害するおそれのある事項を含む標章
- (d) 同一の商品又はサービスについて、マレーシアにおいて周知の他人の標章と同一又は極めて類似する標章
- (e) 登録出願に係るものと同一でない商品又はサービスについて、マレーシアにおいて周知である登録商標

ただし、登録出願に係る商品又はサービスに関する標章の使用がそれら商品又はサービスと当該周知商標の所有者との間の関係を示唆し、そのような使用により当該所有者の利益が害されるおそれがあることを条件とする。

- (f) 表示された領域を原産地としない商品に係る地理的表示を含むか又はそのような表示で構成